

新潟市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、新潟県知事がオキシダントによる大気汚染が著しい場合の緊急時の措置（以下「緊急時の措置」という。）を発令した場合における本市の対策措置について必要な事項を定める。

(本市における発令地域)

第2条 新潟県知事が緊急時の措置の発令及び解除を行う地域及び発令基礎となる測定点は、別図第1に示すとおりである。

(測定方法)

第3条 大気中におけるオキシダント濃度を光化学スモッグの指標とするものとする。

2 大気中におけるオキシダント濃度は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令1号）に定める方法により測定するものとする。

(発令の受理及びその通知)

第4条 新潟県からの緊急時の措置の発令及び解除の通知は、環境対策課長が受理するものとする。

2 環境対策課長は、前項の通知を受理した場合は、光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）、光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）又は光化学スモッグ重大警報（以下「重大警報」という。）の区分により、別図第2に定める通知経路により関係各課及び関係機関（以下「関係各課等」という。）に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた関係各課等の長は、直ちに当該が所管する又は関係する機関、施設又は団体に対してその旨を通知するものとする。

4 一般へ周知する事項は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

5 関係各課等の長は、第3項の規定により通知する経路を、毎年度環境対策課長に報告するものとする。

(光化学スモッグによる被害の報告)

第5条 本庁関係各課の長は、健康被害の申し出を受けたときは環境対策課長に報告するものとする。

2 各区関係各課の長は、健康被害の申し出を受けたときは各区区民生活課長（中央区においては窓口サービス課長）に報告するものとする。

3 各区区民生活課長（中央区においては窓口サービス課長）は、各区における健康被害状況を取りまとめ、環境対策課長に報告するものとする。

(緊急時における関係各課等の事務分担)

第6条 緊急時又は光化学スモッグによる健康被害の発生時における関係各課等の事務分担は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる事務分担以外に関係各課等の判断により追加で行う措置を妨げるものではない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、光化学スモッグに係る緊急時の対策措置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。

2 新潟市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱(昭和51年6月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条第 4 項関係）

緊急時の措置の発令時における周知事項

区 分	周 知 事 項
注 意 報	1 各学校，幼稚園，保育園などにおいては，できるだけ屋外での運動を避けて，室内に入ること。 2 高齢者は，屋外での運動をさけて，なるべく室内に入ること。 3 目，のどに刺激を感じた人は，水道水等で洗眼，うがいをし，室内で安静にすること。 4 被害を受けた方は，最寄りの区役所に状況を申し出ていただきたいこと。 5 工場等は，ばい煙等の排出量の減少に協力すること。 6 不要，不急の自動車の運行を差し控えること。
警 報	1 発令地域の住民は，屋外になるべく出ないこと。 2 各学校，幼稚園，保育園などにおいては，屋外での運動を中止し，室内に入り，窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 目，のどに刺激を感じた人は，水道水等で洗眼，うがいをし，室内で安静にすること。 4 被害を受けた方は，最寄りの区役所に状況を申し出ていただきたいこと。 5 工場等は，更にばい煙等の排出量の減少に協力すること。 6 自動車の使用者は，なるべく使用をやめて，バス，電車などを使用すること。
重大警報	1 発令地域の住民は，屋外に出ないこと。 2 各学校，幼稚園，保育園などにおいては，警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3 目，のどに刺激を感じた人は，水道水等で洗眼，うがいをし，室内で安静にすること。 4 被害を受けた方は，最寄りの区役所に状況を申し出ていただきたいこと。 5 工場等は，更にばい煙等の排出量の減少に協力すること。 6 自動車の運転者は，交通規制に従い，警察官の指示に従うこと。

別表第 2（第 6 条関係）

緊急時の措置の発令時における関係各課等の事務分担

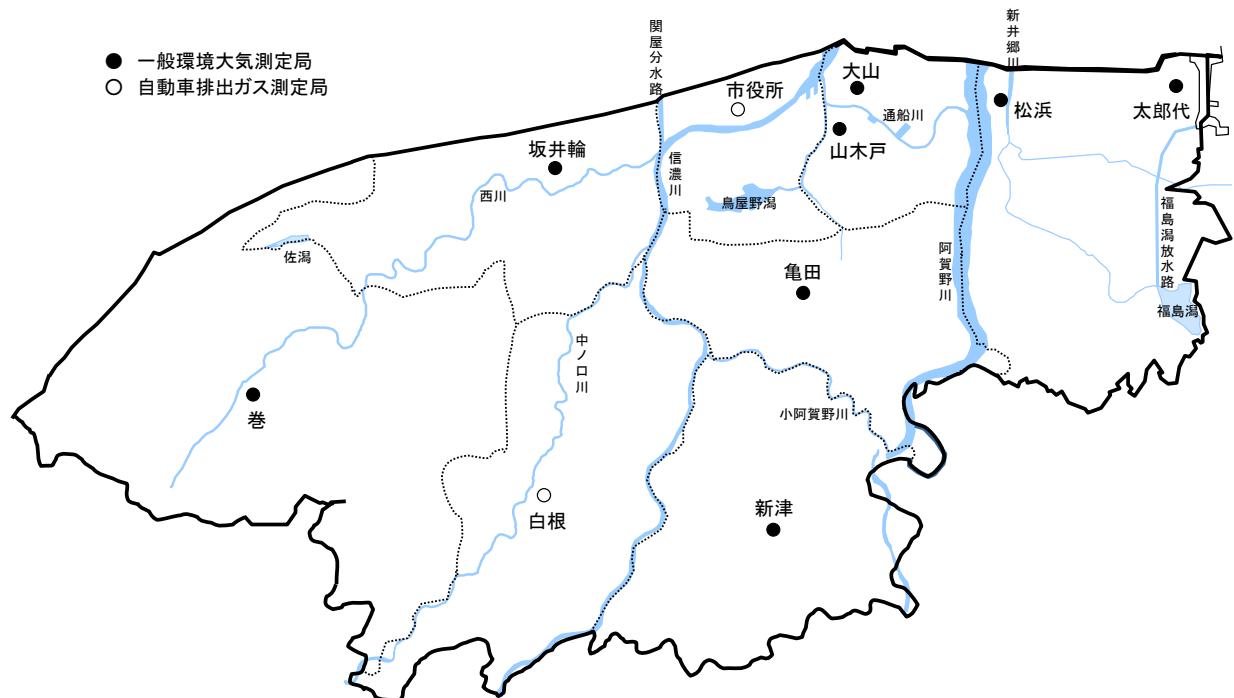
※「注意報」、「警報」、「重大警報」のすべての区分に適用する。

関係各課等	事 務
総務部 総務課	本庁舎における庁内掲示板等への掲示を行う。
福祉部 障がい福祉課	各区の健康福祉課が所管する福祉施設の連絡調整を行う。
高齢者支援課	各区の健康福祉課が所管する福祉施設の連絡調整を行う。
介護保険課	各区の健康福祉課が所管する福祉施設の連絡調整を行う。
こども未来部 こども政策課	1 各区の健康福祉課が所管する児童福祉施設の連絡調整を行う。 2 児童福祉施設（本庁所管分）の児童等の退避及び救護を行う。 3 児童福祉施設（本庁所管分）における健康被害状況の把握を行う。
こども家庭課	1 児童福祉施設（本庁所管分）の児童等の退避及び救護を行う。 2 児童福祉施設（本庁所管分）における健康被害状況の把握を行う。
幼保支援課	1 私立幼稚園及び各区の健康福祉課が所管する保育園等保育施設の連絡調整を行う。 2 私立幼稚園の児童等の退避及び救護を行う。 3 私立幼稚園における健康被害状況の把握を行う。
児童相談所 家庭支援課	1 児童相談所の児童等の退避及び救護を行う。 2 児童相談所の児童等の健康被害状況の把握を行う。
保健衛生部 地域医療推進課	新潟市医師会への連絡調整を行う。
保健所 保健管理課	健康被害の相談及び指導を行う。
環境部 環境対策課	1 関係各課等の事務の総括を行う。 2 情報の収集及び関係各課等への通知を行う。 3 前各項に掲げるもののほか、他の課等の所管に属さないことを行う。
循環社会推進課	ごみ焼却施設との連絡調整を行う。
教育委員会事務局 保健給食課	1 市立学校及び市立幼稚園への連絡調整を行う。 2 市立学校及び市立幼稚園の児童等の退避及び救護を行う。 3 市立学校及び市立幼稚園における健康被害状況の把握を行う。
文化スポーツ部 スポーツ振興課	体育施設の連絡調整を行う。
消防局 指令課	消防署及び消防出張所への周知を行う。
救急課	健康被害者の救急搬送を行う。
政策企画部 広報課	広報に関する事務の支援等を行う。
市民生活部 広聴相談課	新潟市役所コールセンターへの連絡調整を行う。

関 係 各 課 等	事 務
危機管理防災局 危機対策課	1 本庁舎における庁内放送を行う。 2 にいがた防災メール等による広報を行う。 3 その他危機事象に係る応急対応を行う。
市民病院事務局 管理課	市民病院における館内放送等の周知を行う。
区役所 区民生活課 (中央区においては窓口 サービス課)	1 地域総務課（北区・江南区・秋葉区・南区・西蒲区）、産業振興課（北区・江南区）、地域課（東区・中央区・西区）、健康福祉課、総務課（東区・中央区・西区）、出張所および連絡所への連絡調整を行う。 2 健康被害届出の受理を行う。 3 区関係各課の健康被害状況の集計を行う。
区役所 地域総務課 (江南区・秋葉区・南区・ 西蒲区)	1 区役所における庁内放送及び庁内掲示板等への掲示を行う。 2 体育施設への連絡調整を行う。 3 体育施設の児童等の退避及び救護を行う。 4 体育施設における健康被害状況の把握を行う。
区役所 地域総務課 (北区)	区役所における庁内放送及び庁内掲示板等への掲示を行う。
区役所 産業振興課 (北区・江南区)	1 体育施設への連絡調整を行う。 2 体育施設の児童等の退避及び救護を行う。 3 体育施設における健康被害状況の把握を行う。
区役所 地域課 (東区・中央区・西区)	1 体育施設への連絡調整を行う。 2 体育施設の児童等の退避及び救護を行う。 3 体育施設における健康被害状況の把握を行う。
区役所 健康福祉課	1 児童福祉施設（本庁所管分を除く。）、保育園等保育施設及び福祉施設（地域保健福祉センターを含む。）への連絡調整を行う。 2 児童福祉施設（本庁所管分を除く。）、保育園等保育施設及び福祉施設（地域保健福祉センターを含む。）の児童、高齢者及び障がい者等の退避及び救護を行う。 3 児童福祉施設（本庁所管分を除く。）、保育園等保育施設及び福祉施設（地域保健福祉センターを含む。）における健康被害状況の把握を行う。
区役所 総務課 (東区・中央区・西区)	区役所における庁内放送及び庁内掲示板等への掲示を行う。

別図第 1（第 2 条関係）

緊急時の措置の発令に係る地域及び測定点

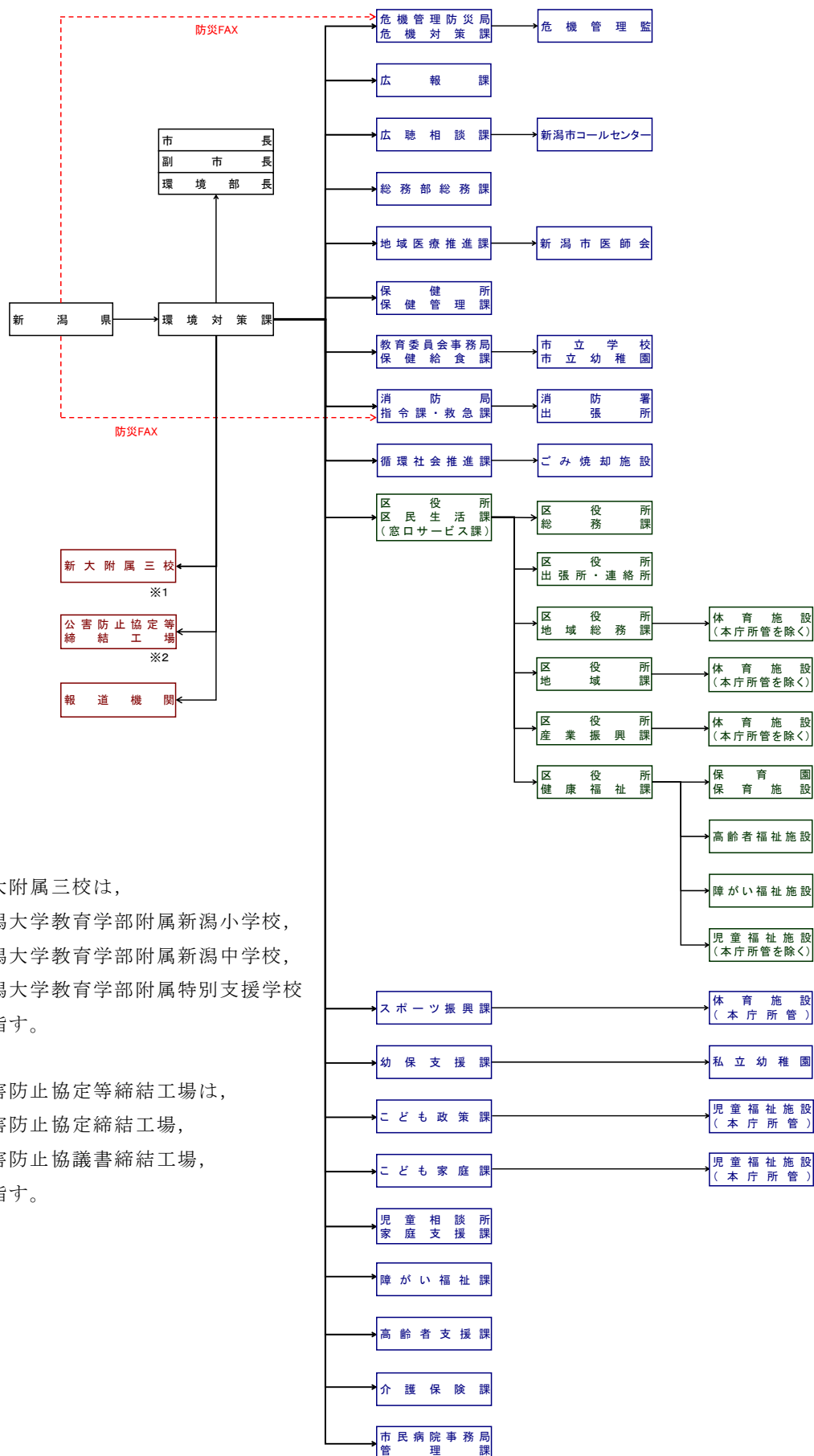


測 定 点	地 域 名	発 令 地 域
太 郎 代 松 浜 大 山 山 木 戸 市 役 所 亀 田 新 津 白 根 坂 井 輪 巻	新 潟	新潟市全域

※上記測定点のいずれかでオキシダント濃度が発令基準を超過した場合に、
新潟市全域に緊急時の措置の発令がなされる。

別図第2 (第4条第2項関係)

緊急時の措置の発令及び解除の通知経路



※ 1 新大附属三校は、
新潟大学教育学部附属新潟小学校、
新潟大学教育学部附属新潟中学校、
新潟大学教育学部附属特別支援学校
を指す。

※ 2 公害防止協定等締結工場は、
公害防止協定締結工場、
公害防止協議書締結工場、
を指す。